

平成 25 年 11 月 8 日

お客様各位

锦江 SHIPPING ジャパン株式会社

### 輸出貨物ACL 記載に関するご案内

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このほど 12 月 2 日以降に本邦を出港する本船から、中国税関へ新しい EDI マニフェストフォーマットによる送付を行う事になり、SHIPPER 様及び CONSIGNEE 様(あるいは NOTIFY PARTY 様)の住所、TEL/FAX NO.の情報が必要となりました。  
つきましては、ACL 送信の際に、SHIPPER 欄及び CONSIGNEE 欄(あるいは NOTIFY PARTY 欄)に会社名だけでなく、住所、TEL/FAX NO.の記載をお願い申し上げます。

対象： 日本から中国向けの船積み

実施時期： 日本を 2013 年 12 月 2 日以降に出港する本船から

#### 【変更点】

1) SHIPPER 欄

2) CONSIGNEE(あるいは NOTIFY PARTY)欄

会社名だけでなく、住所、TEL/FAX NO.の記載を任意から必須に変更。

※記載がない場合は、積み港代理店よりお問い合わせさせていただきますので、予めご了承ください。

◎ L/C 等により B/L 面上への住所、TEL/FAX NO.記載が不可の場合は、B/L 発行前に、各担当代理店にその旨お申し付けください。

尚、今回の EDI フォーマット変更は中国税関 24 時間ルールの規定に従うものですが、船積み 24 時間前の送信については要求されておりませんので CY カット日時は変更ございません。

以上、ご理解とご協力の程、宜しく願い申し上げます。

敬具